

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 1 2 日

別記 1 のとおり

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について

標記について、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4804 号）で通知されているところですが、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について」（令和 4 年 12 月 28 日付財務省法規課長事務連絡）が発出され、令和 5 年において、当該率の改定は行わない旨連絡があったので周知いたします。

なお、当該事務連絡を受け、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 24 日付国官会第 16409 号、国官技第 243 号、国営管第 528 号、国営計第 150 号、国港総第 526 号、国港技第 65 号、国空予管第 677 号、国空空技第 381 号、国空交企第 210 号、国北予第 47 号）の別紙 2、7 の 1、7 の 2 の評価基準に示す率について変更はございません。

財 計 第 4 8 0 4 号
令和3年12月17日

各省各庁の長 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第2（1）及び（2）に定める率について

標記のことについては、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴省庁関係の地方支分部局等の機関に対しても、周知願います。

記

区分	率
大企業	3 %
中小企業等	1 . 5 %